

宇部市マンション管理適正化推進計画

(計画期間：令和5年10月～令和10年3月)

令和5年10月1日

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市が把握しているマンション数は、令和5年1月時点で約3,000戸、そのうち築40年以上のマンションは約200戸と推計され、10年後には約5.0倍と、今後高経年マンションが急増することが予想されることを踏まえ、マンションの管理適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するため、講ずる措置に関する事項

市内のマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合への実態調査等を実施します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言、指導等を行います。

4 管理組合におけるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

宇部市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口、広報誌やウェブページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年10月から令和10年3月までの期間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年程度で見直しを行うものとしてします。